

台風等異常気象時の対応について

○「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

1 児童生徒の登校する以前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通りに始業します。
- (2) 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業します。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とします。

※上記(1)(2)の場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし、登校を控えるようにしてください。その場合は、登校を見合わせる旨と理由を学校へ連絡してください。

2 児童生徒の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- (1) 気象・交通機関及び通学路の状況から児童が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止して速やかに下校させます。
- (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。必要があれば保護者への引き渡しを行います。

○「特別警報」が発表された場合

1 児童生徒の登校する以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

- (1) 児童は登校しません。
- (2) 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を収集に努め、児童が安全に登校できると判断できるまでは、登校させません。学校から指示があるまでは、自宅待機とします。

2 児童生徒の登校後に岡崎市に特別警報が発表されている場合

- (1) 児童生徒の生命及び安全を確保するため、学校留め置きとします。
- (2) 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を収集し、児童が安全に下校できると判断できるまでは、下校させません。

○防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」が発表された場合

種類	児童の登校する以前	児童の登校後
レベル5「特別警報」	自宅待機	学校留め置き 校内の高い場所、または崖から離れた場所に移動
レベル4「危険警報」	自宅待機	学校留め置き 校外の避難場所への移動 保護者への引き渡し 等
レベル3「警報」	平常授業	平常授業
レベル2「注意報」	平常授業	平常授業

○その他

「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」等が発表されていないが、大雨等により、土砂災害、河川氾濫など、児童の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 学校周辺の災害状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する場合があります。
- (2) 児童が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できない場合は、休業や授業の中止を決定する場合があります。
- (3) 学校周辺及び児童が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童を校内待機とし、下校させません。必要があれば保護者への引き渡しを行います。
- (4) 児童の登校については、各家庭の周辺の状況等を確認の上、保護者の判断で自宅待機としてください。その場合は、登校を見合わせる旨と理由を学校へ連絡してください。